

## 第 2 回懇話会における意見に対する県の考え方

- 条例の規定に関する考え方  
○ 今後の取組に関する考え方

## 1 自転車安全利用教育に関する事項

	各委員の御意見	県の考え方
1-1	▶ 高齢者向け講習会は家族にも参加してもらおう等の工夫が必要である。	○講習の在り方を考える上での検討材料とさせていただきます。 ○関係団体の協力を得て様々な機会をとらえて効果的に交通安全教育を推進してまいります。  ○広報啓発活動を重要なツールとして活用するとともに、市民性教育の一環として交通安全教育を位置づけるようアプローチする等、総合的に交通安全教育を推進してまいります。 ○学校と家庭が連携して交通安全教育を推進できるよう、教育委員会とともに検討してまいります。
1-2	▶ 高齢者自転車大会等、既存の講習会等を今後の取組の中でどう位置づけるか、取組の体系を整理する必要がある。	
1-3	▶ 自転車安全教育指導員が県内各地に相当数存在する。彼らを活用した小規模な講習会の実施を検討してはどうか。	
1-4	▶ 学校における交通安全教室を実施する余裕が学校側がない。実施時間をどう確保するのか。	
1-5	▶ 学校が条例を深く認識し家庭や児童生徒に影響力を発揮できる仕組みが必要である。	
1-6	▶ 放課後の利用など学校がカバーできない部分は、家庭との連携が必要である。	
1-7	▶ 市民性教育について、対象者に当事者意識を持ってもらうような働きかけが必要である。	

## 2 乗車用ヘルメットの着用に関する事項

	各委員の御意見	県の考え方
2-1	▶ 公の立場で業界に被ることに抵抗感のないヘルメットの開発を促すことを検討してはどうか。	○業界への商品開発の提案を含め、ヘルメット着用率の向上策について、検討してまいります。

### 3 損害賠償保険等への加入に関する事項

	各委員の御意見	県の考え方
3-1	▶ 保険加入状況が外から判別できない。シールを配布する等、保険加入の有無を可視化する取組を業界に要請してはどうか。	○保険加入状況の外形上のわかりにくさを克服するためにも、条例を制定し保険加入率を上昇させる取組を進めてまいります。
3-2	▶ シールの配布等はコストの問題がある。	

### 4 市町村の環境の違いに関する事項

	各委員の御意見	県の考え方
4-1	▶ 市町村の道路交通環境整備の取組が同じように進められるか心配である。	○周知期間を活用して、市町村と一体となって、被害者救済のための保険の必要性を訴える広報啓発に努めてまいります。
4-2	▶ 人口の多少に関わらず、条例が浸透する仕組みが必要である。	
4-3	▶ 利用人口の少ない地域に対するチェックシート配布の効果に疑問がある。	
4-4	▶ 利用人口の少ない地域では、自転車の点検・整備を行う環境も少ない。	○関係団体と連携しながら、点検・整備の機会を確保できる環境づくりについて検討してまいります。

### 5 道路交通環境の整備に関する事項

	各委員の御意見	県の考え方
5-1	▶ 交通インフラを条例制定と同時並行、または先行して進める必要がある。	○交通インフラの整備については、国や市町村等関係機関と連携して推進していくものと認識しています。 ○交通インフラの現状を踏まえながら、自転車の安全利用に必要な規定を検討してまいります。
5-2	▶ 自転車で通行するための交通インフラの整備が不十分であり、条例の実効性に疑問がある。	
5-3	▶ 自転車の安全利用のためには、自動車利用者に対する働きかけが必要である。	○県警察と連携し、自動車利用者への普及啓発を進めるとともに、道路交通法規の意義を踏まえ、必要に応じて見直しの要請の可否について検討し、適切に対処してまいります。
5-4	▶ 歩道の自転車走行について、年齢による区別が解消されるような条例にしてほしい。	

## 6 (仮称) 自転車安全利用条例(素案)に関する事項

### (仮称) 自転車安全利用条例素案 第3条 基本理念

各委員の御意見	県の考え方
<p>▶ 歩行者の安全を最優先する旨を明記すべきである。</p>	<p>●歩行者の安全を優先する規定を条例に盛り込むことを検討してまいります。</p>

### (仮称) 自転車安全利用条例素案 第6条 自転車利用者の責務

各委員の御意見	県の考え方
<p>▶ 反射材の装着に関する努力義務規定は、道路交通法の反射材に関する規定との整理が必要ではないか。</p>	<p>●道路交通法の規定との関係について整理し、見直しを行います。</p>

### (仮称) 自転車安全利用条例素案 第8条 学校の長の役割

各委員の御意見	県の考え方
<p>▶ 通学以外の用途での利用もある。学校の位置づけを重視しすぎるのはどうか。</p>	<p>○学校と家庭の連携は重要であることから、周知期間を活用して連携を進めてまいります。</p>

### (仮称) 自転車安全利用条例素案 第10条 事業者の責務

各委員の御意見	県の考え方
<p>▶ 外国人労働者が増加した場合に対応できるのか。</p>	<p>○外国人留学生や外国人労働者の増加に対応するため、仙台市の取組等を参考にさせていただきながら、外国人向け広報啓発を検討してまいります。</p>

### (仮称) 自転車安全利用条例素案 第12条 自転車貸出業者の責務

各委員の御意見	県の考え方
<p>▶ 1年に1回は点検・整備を行うよう義務付けるべきである。 (関連：第6条，第7条，第10条)</p>	<p>●定期的な点検・整備は、事故を発生させない取組として重要であることから、規定内容について検討してまいります。</p>

### (仮称) 自転車安全利用条例素案 責務規定全般

各委員の御意見	県の考え方
<p>▶ 事故防止に関する内容が薄い。事故に関する情報を提供，共有し，どうしたらいいのかそれぞれ考えていくということを規定してほしい。</p>	<p>○取組の具体的な内容につきましては，別途，御意見を踏まえながら，関係機関と連携の上，実施に向けて検討してまいります。</p>